

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

※八都県市同時発表

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

記者発表資料 平成20年8月19日 こども青少年局企画調整課長 宮本 正彦 電話 671-4280

平成20年度 八都県市仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス) 推進キャンペーンを実施します

八都県市では、事業者や住民一人ひとりが、仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために、平成19年度より3か年、「八都県市仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)推進キャンペーン」を実施しています。

2年目にあたる今年度は、11月のキャンペーン期間を中心に、企業への定時退社等の呼びかけや、事例集の作成等の取組を実施します。

(背景)

少子化の流れを変えるためには、特に父親が育児に積極的に関わられるよう、家庭生活と両立できる働き方を実現していくことが求められています。

特に八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)においては、子育て期にある男性の長時間労働等の課題が生じており、事業者・地域・自治体等が一体となって働き方の改革に取り組んでいく必要があります。

また、八都県市の就業者の多くは、各都県市の区域を越えて相互に通勤しているため、各都県市単独の取組では限界があり、八都県市が一体となって取り組んでいく必要があることから、平成19年度より3か年計画でキャンペーンを実施しています。

(具体的な取組)

1 キャッチフレーズ

「変えてみよう働き方～パパ!子育てしてますか?」

2 ロゴマーク



※キャンペーンのチラシやロゴマークなどは、ホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/worklife/8tokenshi.html>

3 キャンペーンにおける八都県市共同の取組

(1) 八都県市ワークライフバランス共同アピール【新規】

企業・事業所や住民の方々に対して、簡潔なアピール文により、ワークライフバランスの推進を広く呼びかけてまいります。

(別紙参照)

(2) 定時退社及び定時退庁の働きかけ ～11月はキャンペーン月間～【昨年度から継続】

男性の子育て参加を促進するため、11月をキャンペーン月間とし、各企業・事業所に対して、定時退社（早め退社）、定時退庁への協力をお願いします。

(3) ワークライフバランス実践アイデア募集【昨年度から継続】

19年度に引き続き、誰もが少しの工夫で実践できる「ワークライフバランス実践アイデア」を募集いたします。

- ・ 募集期間 平成20年12月1日(月)まで
- ・ 優秀作品 優秀なアイデアには賞状と副賞を授与します。
また、佳作についてはホームページ等に掲載します。

(4) 八都県市共同アンケート【新規】

八都県市共同で企業・事業所のワークライフバランスの取組状況をアンケート調査します。

(5) ワークライフバランス企業事例集の作成【昨年度から継続】

ワークライフバランスに取り組もうとする企業の参考となるよう、先進的な取組を行っている企業の事例集を作成いたします。

(6) ロゴマーク・シールの作成【新規】

趣旨に賛同し取り組む企業の従業員等が名刺に貼付したり、各部署の定時退社日にカレンダーに貼付するためのシールを作成し、広く配布してまいります。

5 各都県市の取組

八都県市共同取組の他、各都県市でそれぞれ「仕事と家庭生活の調和」推進のための取組を実施します。

6 協賛団体（横浜市）

横浜商工会議所
社団法人横浜青年会議所（予定）
横浜地域連合
横浜労働者福祉協議会

(別紙)

八都県市ワークライフバランス共同アピール
～「ワークライフバランス」で職場も家族もハッピーに～

～働くパパ・ママへ～

- 働き方を見直してもっと子育てを楽しみましょう
子どもはパパ・ママの笑顔を見たいと思っています。
特にいつも帰りの遅いパパは、働き方を見直して家族との時間を大切にしましょう。

～上司や同僚の方々へ～

- 職場ぐるみで「子育てパパ・ママ」を応援しましょう
「お互い様」の精神で、子どもが病気の時などには遠慮なく休暇が取れる職場づくりを進めましょう。

～事業主の方々へ～

- ワークライフバランスで業績の向上を目指しましょう
従業員のやる気や創造性を高め、優秀な人材を確保、定着させましょう。

～取引先の方々へ～

- 発注先の働き方にも気遣いましょう
相手先の従業員に無理な働き方とならないよう、仕事の必要性や期限設定などを見直しましょう。

～すべての方々へ～

- 24時間化したライフスタイルを見直しましょう
元日などの休日や夜間のサービスの裏にはそれを担う労働者がいます。
消費者も事業者もそのサービスが本当に必要なのか、よく考えましょう。